

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

平成27年4月1日
一般社団法人 京都府トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人 京都府トラック協会（以下「京ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という。）の導入する京ト協会員（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器等)

第2条 助成の対象となる機器等は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等で、別に定める「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」で以下の各号に分類され、一定の評価を得られた機器等とする。

① 簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。

② 標準型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し運転指導を行うタイプ

③ 運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ。

④ スマートフォン活用型

スマートフォン（高機能携帯電話）及びアプリケーションの利用により事務所等に転送した急ブレーキ時等の映像位置情報を活用し、交通安全教育を行うタイプ。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員が当該年度に新たに導入する第2条に定める機器等に対して、機能に応じて別に定める額を交付する。
京ト協の1会員あたりの助成台数（被けん引車は除く）は、10台とし、届出車両台数（被けん引車は除く）が10両未満の会員は届出車両台数と同数を限度とする。
なお、国からの補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金は交付されない。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて様式1により「ドライブレコーダ機器等導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書兼請求書）を京ト協に提出しなければならない。また、助成金交付申請期限は平成28年3月18日までとし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。尚、全ト協分の助成金についても、予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金交付)

第5条 京ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第6条 会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ京ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告)

第7条 助成金の交付を受ける会員は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を京ト協に報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、京ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成19年7月1日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成20年4月1日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成22年4月1日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成23年4月1日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

(附則)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第1条 本要綱は平成27年4月1日より適用する。